

・一部改正）

標 識

<p>宅 地 建 物 取 引 業 者 票</p> <p>この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の 主要内容とこの場所における業務の内容を表示しています。</p>			
届 出 番 号		第 号	
届 出 年 月 日		年 月 日	
商 号			
代 表 者 氏 名			
この場所に置かれている 専任の宅地建物取引士の 氏名			
主たる事務所の所在地		電話番号（ ） -	
この場所にお ける業務の内 容	業務の態様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取り扱う宅地	名 称	
	建物の内容	所 在 地	
<p>当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。</p>			
← 35cm以上 →			

40cm以上

備考

- 1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
- 2 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」